平成 25 年 10 月 21 日

平成 26 年度予算編成方針

米 原 市 長　　平 尾 道 雄

１　社会情勢

日本経済は、2020 年の夏季五輪の開催地が東京に決まり、インフラ投資の加速などにより経済成長の大きな起爆剤になると期待されており、「五輪特需」として政府の経済財政運営にも影響を与えることが予想されている。一方、平成 25 年 10 月１日には、安倍首相による消費税増税の是非についての最終判断が下され、平成 26 年４月１日から８％に引き上げられることとなった。政府は、デフレ不況からの脱却を最優先課題として位置付け、大胆な金融緩和と機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の３本の矢で構成する経済政策「アベノミクス」に取り組まれているが、経済成長と財政健全化の両立という難しい局面に立っている。

９月の内閣府の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、緩やかに回復しつつある」とし、物価は「デフレ状況ではなくなりつつある」としている。また、先行きは「輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される」一方で「海外景気の下揺れが、引き続き、景気を下押しするリスクとなっている」としている。

２　国県の動向

政府は、デフレからの早期脱却と再生の 10 年に向けた基本戦略を示した「経済財政運営と改革の基本方針」を平成 25 年６月 14 日に閣議決定し、成長戦略による経済再生と財政健全化の両立への取組を明示した。特に、財政健全化への取組では、地方財政を健全化し自立を促進するため、地方税収を増やすなど歳入を充実し、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図るなど、歳入・歳出両面の改革に取り組むとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保するとしている。しかしながら、民需主導の経済成長への期待によるものが主であり、地方税収を増やすための具体策が示されているわけではない。

国の各省庁の平成 26 年度予算概算要求は、消費税増税の最終判断を控えた歳入の見通しが立たない異例の状況の中でなされ、一般会計の要求総額は過去最大の 99 兆 2,500 億円、東日本大震災復興特別会計への要求額を合わせると２年連続で 100 兆円を超えており、成長戦略や防災対策へ重点配分する特別枠についても最終的な規模は定まっていない状況となっている。よって、消費税増税に伴う税収や社会保障制度改革を含め、本市の予算への影響が大きいことから、今後の国の予算編成

の動向には十分留意する必要がある。また、消費税増税による景気の腰折れを防ぐための５兆円規模の経済対策についても、各省庁での予算獲得に向けた動きがなされているところであり、その動向についても注視していかなればならない。

一方、県においては、平成 10 年度以来、数次にわたる財政構造改革の取組により、県債残高の縮減や基金残高の確保が図られるなど一定の成果が現れているものの、平成 22 年度の「滋賀県行財政改革方針」策定に当たって試算した収支見通しの平成 25 年度財源不足額 155 億円に対し、実際の当初予算編成では財源不足額 247 億円が見込まれるなど、依然として厳しい状況となっている。

平成 26 年度に向けては、本年８月に「平成 26 年度に向けた施策構築について」が示され、滋賀県基本構想の計画期間最終年度であることから、「住み心地日本一の滋賀」の実現を図るため、未来戦略プロジェクトを強力に推進することとし、個々の施策・事業の点検と部局の縦割りを改める「横つなぎ改革」に一層取り組むことを基本としている。予算上の取扱いとしては、８つの重点テーマを具現化するソフト的事業および平成 25 年度に重点化特別枠で予算措置された事業に予算上の特別枠を設けることとしている。

国、県ともに、非常に厳しい財政状況での予算編成であり、本市が示す予算編成の基本方針と同様の「予算の重点配分」、「施策の徹底した見直し」、「前例踏襲主義の排除」、「経費の節減」、「選択と集中」、「組織の横断的な連携」などを踏まえた上での予算要求が予想され、厳しい予算査定が見込まれる。このことは、本市の特定財源に大きく影響を及ぼすことになり、その動向には注視する必要がある。

３　本市の財政状況と直面する行政課題

本市の財政状況は、平成 24 年度普通会計決算によると、歳入面では個人市民税における年少扶養控除廃止等の税制改正の影響により市民税が 4.3%の増収となったものの、固定資産の評価替えの影響により固定資産税は 3.8%の減収になり、歳入の根幹である市税は全体で 0.8%の減収となっている。

一方、歳出面では、人件費、扶助費、市債の償還など義務的経費は歳出全体の 44.1%を占め、前年度に比べ 6.5%減少し、投資的経費では新たな教育関連施設の整備などにより歳出全体の 12.6%を占め、前年度に比べ 45.5%増加した。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 82.4%で、平成 23 年度と比べて 0.6 ポイント悪化したかたちとなった。これは、市税の減収による経常一般財源が減少し、人件費や特別会計への繰出金が増加したことが主な要因であり、依然として市の妥当基準とされる 75%以下には程遠い状況である。

平成 24 年度末における一般会計の市債残高は 205 億 5,465 万円で、特別会計等の全ての会計を含む市債残高は 501 億 8,346 万円、市民１人当たり約 124 万円となっている。

公債費の負担割合を示す実質公債費比率は、３か年平均で 10.8%となり、平成 23 年度より 2.6

ポイント改善したが、この指標が高くなると財政運営が圧迫されるだけでなく市債発行の制限にもつながるため、特に留意する必要がある。

このような状況の中、本市の経済基盤の確立に向けた最重点事業であり懸案事項でもあった米原南工業団地は、進出企業が決定し今後の操業開始に期待するところであるが、米原駅東部土地区画整理事業の保留地販売は、土地の利活用に向けた協議など新たな動きがあるものの、依然として先行きが不透明となっており、平成29年度まで続く多額の起債償還財源の確保が懸念されるところである。

また、保幼小中学校統合整備計画に基づく（仮称）おうみ認定こども園の整備や（仮称）かなん認定こども園の整備を始めとする教育関連施設の整備や米原モデル構想に基づく（仮称）医療福祉複合施設整備、先の台風18号による農業施設等の災害復旧、橋りょう長寿命化計画に基づく橋りょう等の修繕、庁舎の在り方を含めた公共施設の再編など直面する諸課題に対応していかなければならない。

一方で、時代の変化や市民のニーズを的確に捉えた新たな課題解決や市の更なる発展に向けた戦略的な取組にも対応していかなくてはならない。合併10年を２年後に控え、合併に伴う財政上の特例措置の期限が迫る中、本市はこれまで以上に自立した行政経営に向けて取り組んでいかなければならない。平成27年度からは普通交付税の合併算定替の段階的な縮減期間が始まり、一本算定に向かうこととなる。平成25年度における合併算定替による措置額は約19.3億円となっており、平成32年度にはこの財源を失うこととなる。よって、財政規模のスリム化を図るための事務事業の整理が急務であることを念頭に置きながら、平成26年度の予算編成は、限られた財源の中で施策を着実に推進していくために、緊急性、妥当性などを見極めながら厳しい選択を迫られることになる。

４　平成26年度施策の基本方針

平成26年度の施策構築については、「平成26年度施策構築に当たっての骨格指針」（平成25年８月７日付け市長通知。以下「骨格指針」という。）に示したとおり、「希望都市まいばら」の実現に向けた以下に掲げる重点取組事項を「総合計画基本構想の実現に向けた政策の５本の柱に基づく施策」に組み込み、積極的な施策展開を図っていくこととする。さらに、諸施策の取組成果や後期基本計画に引き継いだ課題等を踏まえ、知恵と創意工夫などによって特に優先すべき施策を「選択と集中」により、スピード感を持って実施することとする。

【重点取組事項】

① 子どもや高齢者、女性にやさしいまちづくり

② 暮らしに安心、地域が元気なまちづくり

③ 未来へたしかな歩みをはじめるまちづくり

④ 市民の声で市民とともに築くまちづくり

５　予算編成の基本方針

平成26年度の予算編成に当たっては、これまでの予算とは変わったことを市民が実感できる予算を作り上げること、このことを基本方針として位置付けることとする。そのために、後述するが、従来の枠配分を廃止し、全事業を１件審査の対象とする。並行して今回作成した収支均衡型の財政計画を踏まえ、中長期的な視点に立った持続可能な行財政基盤の確立を目指し、財政の健全化を推進することとする。そのためには「４　平成26年度施策の基本方針」に沿って、市の役割や施策の緊急度、重要度を的確に判断し、「選択と集中」による真に必要な行政サービスを見極め、メリハリのある予算編成を行うこととする。また、地域担当職員制度などの活用による現場主義に立った創意工夫による施策展開や市民サービスの向上への取組を特に推進するものとする。

平成26年度予算要求の経費区分は、従来どおり政策的経費、臨時的経費、経常的経費および義務的経費に分類し、年間予算を見積もることとする。なお、一般会計については、オータムレビュー前に全ての事業についてのヒアリングを行い、継続事業、投資的事業、新規政策事業等に係る経費など必要となる一般財源総額と歳入で見込まれる税等の一般財源を可能な限り把握した。本年度も予算編成の基本原則である「歳入に見合った歳出」による収支のフレームを設定しているところである。各部局においては行財政マネジメントシステムを有効活用し、平成24年度決算状況や平成25年度当年予算執行状況に対する十分な分析、検証を行った上で年間予算を見積もることとする。

（１）全般的事項

ア　各部局長は、市長政策提案に対する部局別重点目標について、幅広い視点による部局間・部局内での協議・調整を進め、担当する分野についての戦略、方針を明確にするとともに、既存事業の見直し、新たな課題への対応についても部局内で精査すること。

イ　重点取組事項に関するものについては、重点的に予算配分するものとする。各部局において、積極的に市長政策提案の具現化事業や職員側からの新規提案事業を盛り込むこと。

ウ　新たに立ち上げる事業については、目的、目標、費用対効果、終期、後年度負担などを十分に検討した上で、ストーリー性を持った制度設計を行うこと。なお、財源については、既存の事務事業の見直しを行う中で所要財源の確保を図るとともに、必要に応じ予算要求までに総務部財政課と協議し、所要の手続を終えることとする。

エ　予算要求に当たって、従来から設定している部局ごとの要求基準額の設定は行わず、全ての事業経費を抜本的に見直すため、各経費を査定対象とする１件審査方式に切り替えることとする。しかしながら、政策的経費および臨時的経費については、「オータムレビュ

ーでの論議事項（平成25年10月７日定例部長会報告）」および「総合計画実施計画事務ヒアリングを踏まえての留意事項（平成25年10月15日付け政策調整課長および財政課長通知）」による一定の取捨選択等が示されているので留意すること。

オ　国の2014年度予算概算要求における関係省庁の重点施策等の情報収集に努めるとともに、制度の有効活用、補助財源の確保に最善の努力をすること。

カ　市民、地域、市の役割を十分認識した上で、現場主義を徹底し施策に反映するものとし、部内はもとより部局間においても綿密な連携を図り、部局の枠にとらわれない横断的な視点も踏まえて、調整すること。

キ　自治会等の要望に対する事業化に当たっては、単にこれまでの判断を踏襲せず、その効果を見極めるとともに、自治会や地権者等との合意形成を含めた実効性について、十分協議・調整した上で所要額を見積もること。

ク　指定管理委託料については、市が作成する仕様書について再度確認を行うとともに、市のモニタリングを踏まえ、指定管理事業実施状況と前年度決算状況等との十分な検証を行うこと。なお、必要に応じて指定管理者との協議、年度協定事項の見直しなど適正な指導・助言に努めること。

ケ　予算編成後においては、新年度当初から予算執行して市民サービスがスタートできるよう平成 25 年度中に所要の準備を整えること。

（2）財政の健全化の推進

本市の健全な財政基盤を確立するため、適正な予算規模の維持のほか、これまで市債の繰上償還や基金の積立にも積極的に取り組んできた。予算要求に当たっては、無駄を排除するため、過去の決算や執行状況等について徹底した分析・検証を行い、事業の評価や実績を踏まえた必要最小限の予算見積りを行い、全庁を挙げて財源不足を縮減することとする。

（3）行財政改革の推進

行財政改革の推進に当たっては骨格指針でも示しているところであるが、各部局においては、平成 24 年度に導入した「行財政マネジメントシステム」による総合計画実施計画調書の事務事業の評価・改善・方向性を十分に踏まえ、「何をやめ、何を残し、何に新しく取り組むのか」という厳しい選択を行い、制度の根幹にまで立ち返って検証し、事務事業の整理合理化を徹底して行うこととする。また、前年度に設定した補助金効果測定基準について再確認し、今年度の進捗状況に対する中間評価に取り組むこと。

（4）都市経営マネジメントの推進

各施策の実施に当たっては、民間の発想の手法やアウトソーシングの導入など、工夫を凝らすとともに、実効性の高い施策を構築すること。また、あらゆる観点から協働のまちづくりを推進するとともに、団体の組織力や地域力の向上を目指すこととする。また、予算措置に当たっては、各部局が説明責任を果たし、市政運営における市民との情報共有を図るものとする。

（5）特定財源の確保

事務事業に係る特定財源の確保については、当該事業に係る受益者負担や経費負担の在り方を検証し、一般財源充当の適正化を図るものとする。特に、国県支出金については、国や県の予算の動向に注視するとともに、その獲得に努めるものとし、補助金等の減額や制度の廃止があった場合には、漫然と市費に振り替えることなく、廃止も含めた抜本的な事業の見直しを必ず行うこと。

（6）その他の歳入の確保

本市歳入の根幹をなす市税収入については、財源確保の面はもちろん、税負担の公平性の観点から課税客体の的確な把握に努めるとともに、各部局において策定した債権管理マニュアルに基づく適正な債権管理による収納率の向上に向け、より一層の取組強化を図ることとする。

分担金、負担金、受講料等については、受益者の適正な負担を求めることとし、歳入予算への反映を怠らないこと。なお、受益者負担の適正化を図るため、施設使用料や手数料の見直し、減免措置の在り方について検討しているところである。今回、新年度予算へ反映することはないが、平成26年度から受益者負担の適正化に向けた市民との情報共有を図っていくこととするので、歳入予算の見積りに当たっては、このことを意識しつつ現状把握に努めること。

また、公共施設再編計画に基づき、市有地の有効活用と、保有意義の低下した市有地の売却を進め、歳入の確保に努める。さらに、広告事業の一層の拡充などあらゆる観点から創意工夫を行い、新たな財源の創出に努め、少額であっても見込めるものについては、漏れなく見積もること。

6　特別会計および企業会計について

特別会計および企業会計における平成 26 年度予算編成に当たっては、一般会計と同様の取扱いと

する。ついては、所管する事業の経営状況や諸課題を的確に捉え、適切な予算を見積もること。特に、使用料、保険料等の市民負担の適正化を基本に財源の確保を図るとともに、将来にわたる収支見通しに基づく経費の節減、合理化に努めることとする。また、一般会計からの繰入れについては、基準内繰出し、基準外繰出しを明確にした上で、繰出基準の範囲内とすることを基本にして、財政運営の確保を図ることとする。

（1）国民健康保険事業特別会計

本年４月に策定した「国民健康保険事業計画」による被保険者数の推移、医療費の見込みについて検証し、さらには保険課および健康づくり課の両課の積極的な連携による医療費適正化に向けた取組を示し、今後の財政収支を見通した上で、予算編成に取り組むこと。

（2）国民健康保険直営診療所事業特別会計

経営状態が厳しい状況にある米原診療所について、平成 25 年度の決算収支見込みを示し、米原モデル構想に基づく（仮称）医療福祉複合施設整備後の当施設の位置付け、運営方法を明らかにし、このことを見据えた上で予算編成に取り組むこと。

（3）介護保険事業特別会計

平成 24 年３月策定の「第５期介護保険事業計画」で推計した介護保険事業費と保険料について、これまでの実績を検証し、次年度以降の見込みついて分析した上で予算編成に取り組むこと。特に平成 25 年度に取り組んだ給付適正化事業の検証を踏まえるとともに、更なる給付の適正化、介護予防への取組など、福祉支援局および高齢福祉課の両課の積極的な連携による事業展開を図ること。

（4）後期高齢者医療事業特別会計

これまでの保険料および給付費の動向を検証し、次年度の見込みについての根拠を明らかにした上で、予算編成に取り組むこと。

（5）農業集落排水事業特別会計および流域関係公共下水道事業特別会計

公会計基準の見直しによる法定期限を見据え、施設の長寿命化対策、耐震化対策などの事業計画を踏まえた中長期的な財政収支見通しを早期に示し、コンポストセンター事業については今後に在り方も踏まえた上で、予算編成に取り組むこと。特に使用料等については、中長期的見通しに立って適時適切な改定を検討すること。

（6）米原駅東部土地区画整理事業

平成25年度決算見込を考慮し、平成29年度事業完了に向けた資金収支計画を見直した上で、予算編成に当たること。

（7）住宅団地造成事業特別会計

販売残区画の早期完売に向けた新たな戦略について検討すること。

（8）水道事業会計

市水道ビジョンに基づく事業年次計画の見直しと財政計画を検証し、予算編成に取り組むこと。特に使用料等については、中長期的見通しに立って適時適切な改定を検討すること。